

第2期 洲本市

子ども・子育て 支援事業計画

概要版

洲本で子育て！みんなきらめく笑顔のまち



令和2年3月
洲本市



計画策定の概要



計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、平成30年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.42と、平成25年以降はほとんど増減がなく、人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。

「第2期洲本市子ども・子育て支援事業計画」は、「洲本市子ども・子育て支援事業計画」を検証、評価したうえでの、後継の計画であることを踏まえて、洲本市の子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを生み、育て、就業と子育ての両立ができる社会を実現するための計画です。



計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、また、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承するものです。

なお、本計画は、様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるため、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画として、上位計画である「洲本市総合計画」に則し、国・県の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定するものです。



計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う事業者や企業、また地域で活動する住民や団体等も対象としています。



計画の期間

本計画は、令和2～6年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行います。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	第1期 子ども・子育て支援事業計画					第2期 子ども・子育て支援事業計画				
			中間見直し							



洲本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

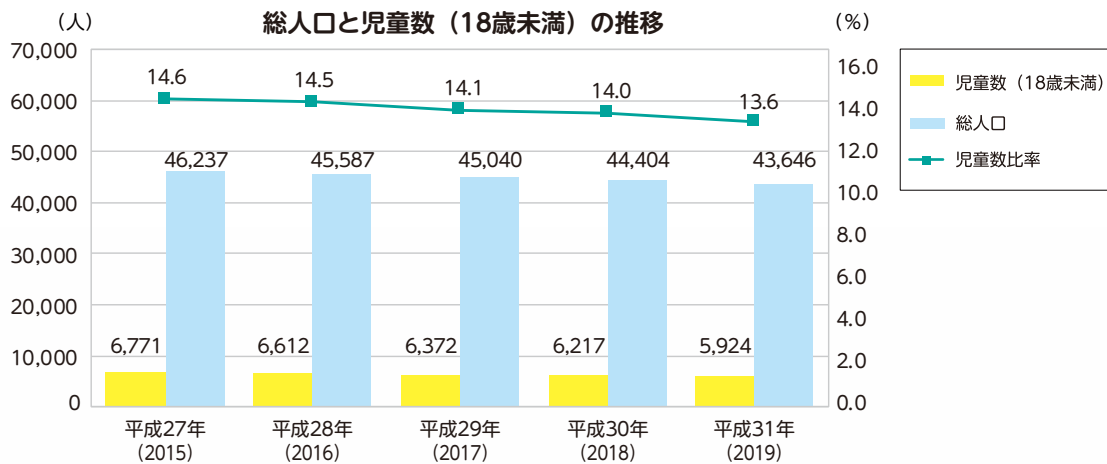


総人口の推移

総人口とともに年少人口は減少しており、児童数比率も減少

本市の総人口は年々減少しており、また児童数（18歳未満）は平成27年の6,771人から平成31年には5,924人となって、4年間で847人（12.5%）の減少となっています。

総人口に占める児童数比率でみると、平成27年の14.6%から平成31年には13.6%へ1.0ポイント減少しています。



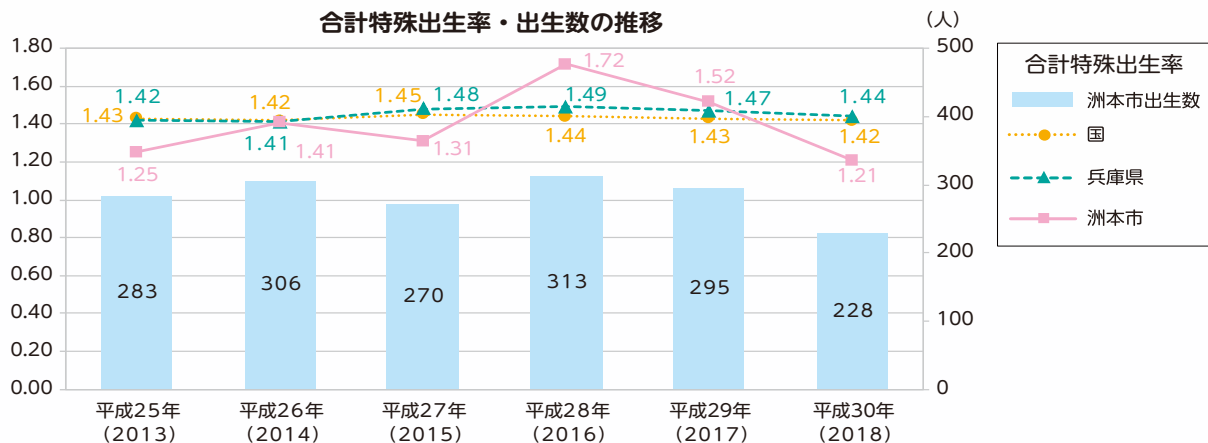
※住民基本台帳（各年3月末時点）



出生の動向

合計特殊出生率は、近年は全国や県に比べて高い

合計特殊出生率の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、平成28年と平成29年は全国値や兵庫県の値よりも高い数値で推移していましたが、平成30年は1.21に減少しています。出生数についても毎年300人前後で推移していましたが、平成30年は228人となっています。



※合計特殊出生率（国、兵庫県：人口動態統計）、洲本市（出生数、女性人口により独自算出）

※出生数：人口動態統計





計画の基本的な考え方



子ども・子育て支援の基本理念

本計画は、「洲本市子ども・子育て支援事業計画」の第2期の計画であり、第1期の取組をさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

洲本市で子どもを産んで育てたくなるような環境づくりに努め、教育・保育の質の向上、家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携など、まちが一体となって子育てを支援できる取組を推進します。

こうした子育て支援の実現を通じて、安心して子どもを生み、子どもがすくすくと育ち、その親も子どもが育っていくことに喜びを感じ、互いに成長し合っていくことは、洲本市の元気や活力につながっていきます。さらに、次代の主役である子どもの育ちを、まちがあたたかく応援し、見守っていくことで、みんなの笑顔がきらめく洲本市をめざして、次の通り、計画の基本理念を定めます。



洲本で子育て！みんなきらめく笑顔のまち



計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、第1期計画を継承した次の4つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を推進します。また、すべての子育て家庭に対する様々な教育・保育サービスや子育て支援サービスの充実と、その質の向上をめざします。さらに、将来の親となる世代が、子どもや家庭の大切さを知るためのふれあいの機会を広げるとともに、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい思春期の子どもたちに対し、関係機関と連携した支援を充実させます。

基本目標2 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

子どもが健やかに生まれ、育つことができる環境の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもとその家族の健康を実現するための支援を推進します。また、ひとり親や虐待防止に向けた支援や、子どもの発達に対する支援、障害児施策、経済的な支援、外国につながる子どもへの支援など特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実を図り、多様な子育て支援サービスの充実をめざします。

基本目標 3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスを推進します。特に各主体が連携を図りながら、子育て支援ネットワークを充実させ、祖父母などの家族の協力を得られるように働きかけ、子どもと親双方の育ちを支援していきます。また、子どもを安心して生み育てることができる安全なまちをめざして、警察や幼稚園、保育所、学校等との連携を強化するとともに、地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

基本目標 4 子育てと仕事を両立できる環境づくり

男女がともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援をめざします。さらに、男性が子育てに積極的に参加できるよう、子育て家庭に配慮した取組の促進を企業へ働きかけていくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていくことに努めます。

施策の体系

基本理念 洲本で子育て！みんなきらめく笑顔のまち

基本目標	施策の展開
基本目標 1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり	(1) 多様な子育て支援サービスの充実 (2) 子どもの健全育成 (3) 次代の親の育成 (4) 食育の推進
基本目標 2 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	(1) 子どもや母親の健康の確保 (2) 小児医療等の充実 (3) 子育てに配慮した地域環境の整備 (4) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (5) 障害児施策の充実 (6) 経済的支援の充実 (7) 外国につながる子どもへの支援
基本目標 3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり	(1) 子育て支援ネットワークづくり (2) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 児童虐待防止対策の充実 (4) 子どもの安全・安心の確保
基本目標 4 子育てと仕事を両立できる環境づくり	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し



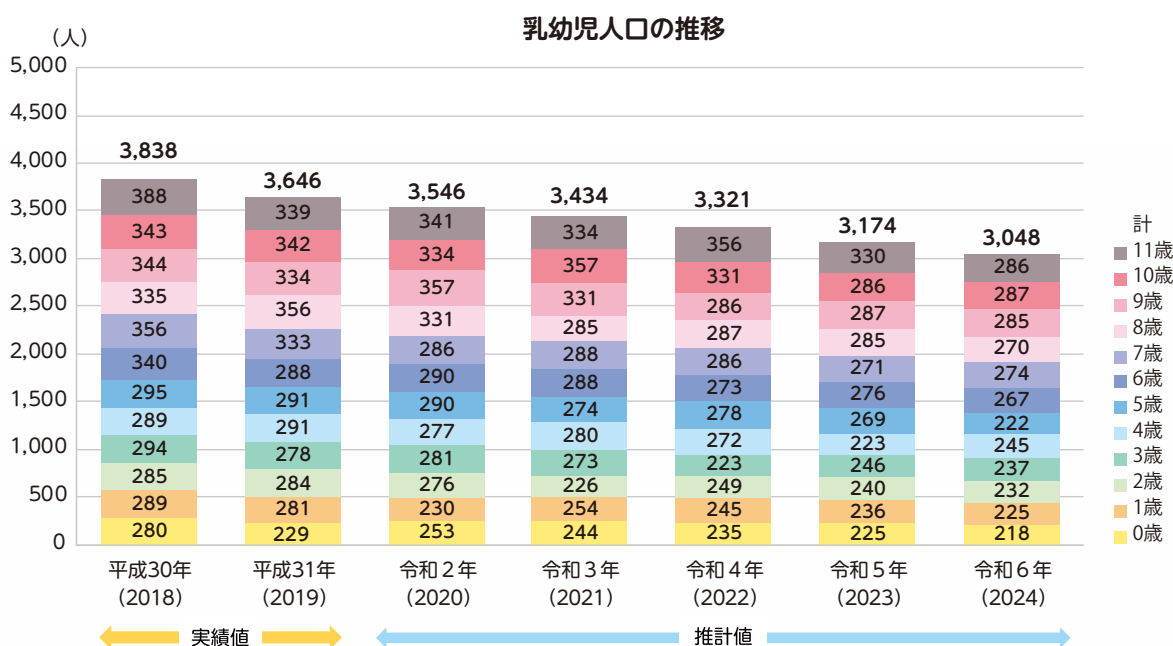
子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。
- 子ども・子育て支援事業計画では、幼稚園や保育所、認定こども園や、地域子ども・子育て支援事業について「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとの「見込量」と「確保方策」及び実施時期を設定することになっています。



将来フレーム（将来の子ども人口）

未就学児、小学生の子ども人口は、平成31年の3,646人から年々減少し、令和6年には現在の84%の3,048人となる見通しです。



※実績値は「住民基本台帳」4月1日現在（外国人を含む）



教育・保育提供区域

自治体は、教育・保育提供区域※を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。本市における教育・保育の提供区域は、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。

※教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。



教育・保育の量の見込みと確保の内容

市では、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、平成27年度からの実績をもとに、計画策定に係るニーズ調査（平成30年11月実施）の結果も活用し定めます。



【提供体制・確保方策の考え方】

幼児期の学校教育・保育施設としては、幼稚園と保育所、認定こども園において、量の見込みに応じた確保方策の定員数を確保できるよう、施設整備等に取り組んでいきます。また、地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

事業名	見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定・2号認定（幼稚園等希望）	202	197	185	176	168
2号認定（認定こども園及び保育所）	642	626	585	558	533
3号認定（1・2歳児）	254	238	246	237	228
3号認定（0歳児）	42	40	39	37	36

地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、すべての子育て家庭を支援するため、自治体が地域の実情に応じて実施する事業です。

事業名		見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 延長保育事業（時間外保育事業）（人）		67	65	65	63	62
(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）（人）		406	401	398	405	407
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）（人日）		3	3	3	3	3
(4) 地域子育て支援拠点事業（人日）		4,217	4,043	3,860	3,840	3,698
(5) 一時預かり事業（人日）	①幼稚園の預かり保育	12,377	12,114	11,375	11,280	11,026
	②幼稚園等以外における一時預かり	521	495	472	445	420
(6) 病児・病後児保育事業（人日）		403	397	393	390	386
(7) ファミリー・サポート・センター事業（人日）		135	130	126	121	116
(8) 利用者支援事業（箇所）	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）（人）		253	244	235	225	218
(10) 養育支援訪問事業（人）		2	2	2	2	2
(11) 妊婦健康診査事業（人）		268	258	243	230	221



計画の進行管理



市民や地域、関係団体との協働

本計画を実効性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのためにも、ホームページ・広報などの媒体や様々な機会を通じて、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進することが必要です。

また、市民や関係団体等で構成される「洲本市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。



計画の推進体制

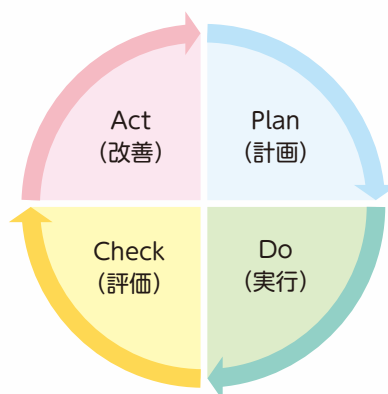
子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめとする様々な分野にわたるため、計画策定担当課（子ども子育て課）が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、さらに国・県や関係機関との連携をより一層強化し、本計画を着実に推進します。



計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「洲本市子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



第2期洲本市子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

発行年月：令和2年3月

発行：洲本市 健康福祉部 子ども子育て課

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

TEL：0799-22-1333 FAX：0799-22-1690